

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規  
程の一部を改正する訓令の制定について

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令  
川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第5項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 昭和42年3月31日教委訓令第2号 (第1条～第4条 略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、昭和42年4月1日から施行する。</p>	<p>○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 昭和42年3月31日教委訓令第2号 (第1条～第4条 略)</p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>休憩時間が1時間とされる職員（学校に勤務する職員にあつては、一般事務職及び業務職である職員に限る。以下同じ。）の休憩時間は、次に掲げる場合であつて、公務の運営に支障がないと認められるときは、当分の間、第2条第1項から第4項までの規定にかかわらず、45分とする。この場合において、所属長は、当該職員の勤務時間の始まる時刻を15分繰り下げ、又は終わる時刻を15分繰り上げる措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(1) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）のある職員が当該子の送迎のため、その住居以外の場所に赴く場合で、かつ、第2条第1項から第4項までの規定を適用すると当該送迎に支障があると認められる場合</u></p> <p><u>(2) 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員が当該者を介護する場合</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、特に教育長が認める場合</u></p> <p>3 <u>職員が前項の規定の適用を受けようとする場合は、あらかじめ、所属長に申出をし、その承認を受けるものとする。</u></p> <p>4 <u>前項に規定する申出があつた場合において、その内容を確認する必要があると認めるときは、所属長は、当該申出をした職員に対して証明書類の</u></p>

改正後	改正前
<p>附 則（昭和43年8月14日教委訓令第1号） この改正規程は、公布の日から施行する。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則（平成29年8月28日教委訓令第9号） この訓令は、平成29年8月29日から施行する。</p> <p><u>附 則（平成30年 月 日教委訓令第 号）</u> <u>この訓令は、平成30年10月1日から施行する。</u></p>	<p><u>提出を求めることができる。</u></p> <p>5 <u>前3項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>附 則（昭和43年8月14日教委訓令第1号） この改正規程は、公布の日から施行する。</p> <p>（中略）</p> <p>附 則（平成29年8月28日教委訓令第9号） この訓令は、平成29年8月29日から施行する。</p>